

まちどり

待鳥よしこの議会活動レポート

～2016年9月定例会のご報告～



無所属 会派・新しい風

8月25日に開会した9月定例会では、平成27年度決算の認定、及び最終日に提出された議案を含め、報告2件、議案25件、陳情2件を審査しました。議案についてはすべて可決、決算は認定されました。

今年度も上半期を終え、これから来年度の予算編成に入っていきます。季節の変わり目ですので、おからだに気を付けて、毎日をお元気にお過ごしください！



9月定例会の主な議案から

和光市教育委員会 教育長の任命について

教育長を2期務められた大久保昭男氏の任期が9月末で満了となり、後任として戸部恵一氏を任命することに、議会として全会一致で同意しました。戸部先生は、現場経験豊かで、平成18年4月から23年3月まで、白子小、新倉小で校長を務められました。退任される大久保先生は、下新倉小学校の建設をはじめ、多くの業績を残されました。趣味をたくさんお持ちの大久保先生、これからも豊かな時間を楽しまれることと思います。ますますのご活躍をお祈りいたします。

和光市総合体育館の指定管理者が平成29年4月から替わります

選定委員会の書類審査及び公開ヒアリングによる選考を経て、総合体育館の指定管理者が、これまでのコナミスポーツグループからセイカスポーツセンターとクリーン工房の共同事業体に変わります。美観の維持向上、施設の危険箇所の早期発見に向けた巡回点検、中長期保全・修繕計画の策定等、優位性のある提案があったということです。新たな指定管理者の指定期間は平成29年4月1日～平成34年3月31日です。



和光市総合体育館（和光市HPより）

和光市部設置条例の一部改正 市の組織体制が一部変わります 平成29年1月1日から

●これまで「こども福祉課」として保健福祉部に属していた児童福祉および子育て支援を所管するセクションが「子どもあんしん部」として独立した部となります。

※「子どもあんしん部」に「ネウボラ課」、「保育サポート課」、「保育施設課」と3つの課ができます。

●これまで「こども福祉課」「長寿あんしん課」「社会福祉課」「福祉政策課」「健康支援課」で構成されていた「保健福祉部」は、「長寿あんしん課」「社会援護課」「地域包括ケア課」「健康保険医療課」の構成となります。「子どもあんしん部」との施策の連絡調整は、「地域包括ケア課」が担います。

- これまで「企画部」にあった「人権文化課」（人権、男女共同参画、国際交流、文化行政等）と「総務課」が統合され、「総務部総務人権課」になります。
 - 「企画部」に「資産戦略課」が新設され、公共施設の整備・適正配置等、ファシリティ・マネジメント推進等を担います。
 - 「上下水道部」の「水道業務課」は「企業経営課」となります。
 - 和光市職員定数条例の一部改正 市長部局（※）の職員定数は、332人→334人 となります。
- ※市長部局＝議会事務局、教育委員会、公営企業、選挙管理委員会等を除く、市長の権限で人事や職務が統制されている部局

一般会計補正予算から

- 国の介護ロボット等導入に係る交付金実施に伴い、入居者の動作をリアルタイムにモニタリングしたり、状態の変化をアラームで通知する等の機能を備えた見守りの支援ロボット4台を、事業所に導入するため、92万7千円を増額。
- 第三小横、武道館があった場所に平成29年4月に開園する民間保育園に併設される民間保育クラブは定員22名で、地域は限定せず、ニーズに合わせた柔軟な運営をしていきます。その開設準備費に係る補助金100万円を増額。
- 法令改正に伴い、平成28年10月1日から新たに小児のB型肝炎が定期接種となったため、1,474万1千円を増額。
- 国道254号バイパスの都内延伸と沿道地域の一体的な整備に向けて、環境影響評価や現況測量等の業務を行うため、また長期未着手となっている都市計画事業について土地利用等の誘導方策を検討するため、4,212万円を増額。
- 小学校受変電設備改修工事及び白子小学校プール改修工事实施のため、3,461万4千円を増額。
- 理化学研究所の新元素「ニホニウム」の発見を記念し、新元素発見記念通りとしてシンボルロードを整備するため、埼玉県ふるさと創造資金補助金から900万円、財政調整基金繰入金900万円、計1,800万円を増額。

陳情の審査結果

（いずれも総務環境常任委員会に付託）

- ・陳情第6号 市街化調整区域内の未舗装道路・水路整備に関する陳情 → 採択
- ・陳情第7号 所得税法56条廃止することを求める意見書提出に関する陳情 → 不採択

待鳥よしこの一般質問 1 障害者福祉

Q:施設入所者の外出支援について、市内にある「すわ緑風園」は入所者の平均年齢は40歳を超えたが、外出の多くを親御さんが担っており、その高齢化とともに外出機会が減っています。宿泊を伴わない外出については障害者総合支援法に基づくサービスは利用できず、高齢の親御さんがぎりぎりの状態で支えている家庭もあります。早急に和光市の施設入所者に聞き取り、アセスメント等を実施し、方策を考えていただけないでしょうか。

A(東内保健福祉部長):入所者の外出機会が少ないことは課題と認識しています。施設入所者の外出に関し、現在は法定給付は使えないが、外出の効果や生きがいとしての意味などがケアプランに位置付けられるサービスであれば、和光市として早急に検討したいので、そういう

ケースがどのくらいあるのか、即確認したいと思います。

Q：知的障害や発達障害を持つ方たちが病気やけがをした場合、医療機関での受診・入院等の受け入れがスムーズでない場合が多いが、市としてどのような支援に取り組んでいくのかがいます。

A(東内保健福祉部長)：平成30年度から施行する障害者総合支援法の一部改正により、重度訪問介護の訪問先が拡大され、入院先にもヘルパーを派遣できるようになります。今後、本市においても法律改正の横出し等を踏まえながら、和光市独自のサービス検討をし、来年度策定する「第五次和光市障害者計画、第5期和光市障害福祉計画」にニーズを充足できるようにであれば、その位置づけを検討していきたいと思います。

Q：埼玉県は今年4月に「埼玉県手話言語条例」を施行、朝霞市、三芳町、富士見市などが条例を策定している。手話言語条例について、市の見解をうかがいます。

A(東内保健福祉部長)：本市は全国手話言語市区町村会の会員となっています。今後、国の手話言語法の動きや、聴覚障害だけではなく障害者全体を見通しながらの関係基本条例、もしくは権利憲章等の検討を行ってまいります。

待鳥よしこの一般質問 2 LGBT 施策

※LGBT=性的マイノリティ(少数者)。性的指向や性自認による差別をなくしていく観点から質問しました。

Q：今年3月に改定版が出た「男女共同参画こうプラン」に性同一性障害等を有する方々への理解を深める意識啓発と、性的指向について困難を抱えていたり性同一性障害等を有する方々への配慮及び支援が新たに加えられました。「和光市男女共同参画推進条例」の基本理念にもこの視点を入れ込む見直しの予定はないのかがいます。

A(橋本企画部長)：条例の基本理念における「個人の尊厳」、「性別による差別的取り扱い及び男女の人権」、という表現に性的少数者も含まれると認識しているので、特に条文の見直しは今のところ考えておりません。

Q：LGBT法連合会の「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト」を見ると、法制度や諸手続きの面で性的志向や性自認の多様性が想定されていないことが多くの困難のもとになっています。市民のくらしに近い自治体がニーズに応える施策をリードしていく姿勢で、具体的な施策にできるところから着手してはどうでしょうか。

A(橋本企画部長)：性的少数者に関する事項については、昨年度の男女共同参画こうプランの改訂の際に方針を記載した段階なので、具体的な施策については今後検討していきます。男女共同参画の視点と人権の視点から施行を考える必要はあると感じております。



国際オリンピック委員会は、オリンピック憲章に性的指向による差別禁止を盛り込んでおり、2020年にホスト国となる日本も対応が求められます。ライフル射撃会場が近い和光市は、多様な人たちを気持ちよく迎えられよう、早急に意識啓発や差別解消に取り組む、誰もがすごしやすい配慮の行き届いたまちにしていきたいですね。



@和光市

待鳥よしこの一般質問 3 防災対策

Q：市が指定する避難所は現在 40 カ所で、そのうち福祉避難所は 7 カ所。福祉避難所は最初から開設されるのではなく、指定避難所で生活に支障がある要配慮者を移動・収容するために開設することになっています。対象人数の想定、必要な人員や資機材について具体的にシミュレーションできているのかをうかがいます。

A（仲 危機管理監）：収容人数としては、福祉避難所 7 カ所で約 4,500 名は受け入れられるのではないかと想定しています。地域防災計画で福祉避難所が規定されたのはまさしく今回の改定であり、今年 8 月によりやく和光市にある特別支援学校 2 校と福祉避難所の運営・設置に関する協定を締結したばかりです。今後具体的な運営体制について検討してまいります。必要な資・機材、人材の確保等についても、関係機関、関係部局と連携をとりながら具体的協議を進めていきたいと思っています。

待鳥よしこの一般質問 4 ふるさと納税制度

Q：和光市の寄附収入額とコスト、流出額をうかがいます。

A（安井総務部長）：平成 27 年度は寄附金による収入が 1,149 万 9,950 円、返礼品対応等の委託料としての支出が 392 万 7,785 円、和光市にお住まいの方が他の自治体に寄附をしたことにより控除され減収となった市民税の額は、平成 27 年度 897 万円、平成 28 年度が 5,207 万 4,000 円となっております。

Q：平成 28 年度の市民税に係る寄附金税額控除の額が、5,207 万 4,000 円と急上昇した理由は。

A（安井総務部長）：平成 28 年 8 月 2 日に総務省で公表されたふるさと納税に関する現況調査の結果概要を見ても、大都市部から税流出という傾向が見られ、返礼品競争や、平成 28 年度から適用されたワンストップ制度（※）の創設及び特例控除額の上限が個人住民税所得割の 1 割から 2 割に引き上げられた制度改正が大きな要因であると考えています。

※ワンストップ制度＝2015 年 4 月 1 日から適用 確定申告を必要としない給与所得者等に限り、寄附先が 5 自治体以内であれば確定申告が不要になりました。ただし確定申告に代わる申告書の提出が必要です。

◆会派「新しい風」懇談会のお知らせ

11 月 5 日（土）午後 1 時 30 分～3 時 30 分 本町地域センター 3 階和室

皆様の日頃の思いや疑問点など自由にご発言いただくオープンな意見交換の場です。

（定例議会後に毎回開催しています。）

「新しい風」所属議員 3 名が参加いたします。お気軽にご参加ください！



発行：和光市議会議員 待鳥 美光（まちどり よしこ）無所属 市議会会派・新しい風

文教厚生常任委員会委員長 議会運営委員会委員 青少年問題協議会委員

TEL：080-5684-8222 メール：yoshikomachidori@gmail.com FAX 463-7972

和光市本町（C I ハイツ A 棟）在住 Facebook で発信中！